

定刊 弧光



きゅう
だい 九
ごう

2012年5月28日

あなたから私へ 私からあなたへ

最近、私は仕事に関する用語としての「介護者」「支援」を使用することがある。他には、そう「ニーズ」というものもある。自立障害者から見て覚える学習機会を得ていた頃、それは「介助者」であり「サポート」であり「自己選択・自己決定」であった。

これまでの組織運営・自立支援のいくつもの過程で、多くのものを身につけたのだと思う。関われば関わるほど嫌われ者となり、恐れおののかれ、見識を問われつけ、理想と現実と耐えられずわめき散らし、常に変わり続けなければいけないという観念に突き動かされる。その状況に自分自身がおり、付き物という自覚があったがために私自身は一つの言葉に行き着いた。

―「耐えることを知らない」

問題の本質は明確であった。その人は自分の人生を生きている。私も生きようとしていた。他人の人生に分け入って。他人の人生の今は自分の今だ。だから「これはしなければいけない」「それはしてはいけない」と必死さをともなって放たれる言葉は、抑圧感さえも感じるものだろう。そうつまり、あなたがいま経験していることはすでに経験してきたものだから。

ただだか8年前の私と何が違うのか？ 何も変わらない。何も変わらない。隠しようのない誤解と偏見と不条理な扱いに見舞う社会参加。失望しながらけれど懸命に関わろうとして暮らした日々。したい事ができる日常生活に一喜一憂しても、介助者との人間関係では悩み続けていた。

―「それでも耐えられた」

そのときどきの感情でなんか耐えられない。強い信念がなければ送り続けることが難しい暮らしであった。何処かの人はこう言うだろう。そんな事を求めたり必要としない社会であれば良いのに。しかしあえて言おう。障害者・健常者そんなものの括りで言葉を捉えるな。人としての、絶対的な人としての本質に根付くものを履き違えるな。

―「自分を生きたい」

私は何故このような事業をするのか？ そう問われれば、自分を生きる人が好きだからそばにいたい。関われば関わるほど嫌われ者となり、恐れおののかれることがどれだけ辛いことか、分かり合えれば素敵なことだ。「介助者」が「介護者」となり、「サポート」が「支援」となり、「自己選択・自己決定」が「ニーズ」というものに転化し、一方では、意識的に転換作業を行わなければいけない自覚を当事者組織は持ち合わせる必要があるかも知れない。

「耐えること」と「耐えてきたこと」の間にあるもの、運動体としての横軸があるならば事業体としての縦軸があり、ちょうど中間で交わる点が何かを見誤ってはいけない。 【文：岡田健司】

事業報告 日々是研修

介助ワークショップ～細菌感染・衛生管理編～

CILアクスペでは介助者に向けて定期的に介助心得の習得・介助技術の向上を目的とした研修を行っています。このページでは昨年に関催された介助ワークショップ「細菌感染・衛生管理編」の様子をお伝えします。今回のワークショップは感染症や食中毒の基礎知識・予防策をより深く知り、地域での生活の場所や介助の場面で活かすための研修となりました。

感染症の基礎知識を学ぼう

○ 感染症ってな～に？

自然界〈私たちの周り〉に存在する病原性の微生物が体内に侵入し増殖して、身体に様々な症状が発症すること。

○ 3つの感染要素

感染症には3つの感染要素があります。

① **感染源** — 病原性の微生物に感染された人・動物や汚染された物や食べ物

感染症の原因となるのは**病原性の微生物（細菌・ウイルス・真菌など）**です。ノロウイルスやインフルエンザウイルスなどが存在しています。

② **感染ルート** — 接触・飛沫・空気感染、物質触媒、昆虫触媒など

どの様な経路で病原体が人の身体に入ってくるのかを指したものです。主に**接触感染・飛沫感染・空気感染**が多いです。

③ **感染力** — 病原菌量と毒力が人の免疫力を上回ると発症する

病原体が体内に侵入すると、それを撃退するために免疫システムが働きます。この**免疫システム（抵抗力）を感染力が上回ると感染症**が発症してしまいます。乳幼児や高齢者など免疫力が低下している人は感染しやすいです。また、普段健康な人も病気や栄養不足などで抵抗力が低下します。免疫力は日ごろからの**食事・睡眠・運動などの健康管理で抵抗力を強化**することができます。

<接触感染>

手指・食品・器具などを介して伝播する。

ノロウイルス・B型肝炎

<飛沫感染>

せき・くしゃみなどで感染。インフルエンザ・

風邪・肺炎・結核

<空気感染>

麻疹・水疱瘡等、空気の中に浮遊する微粒子で感染

<昆虫媒介による感染>

マラリア・日本脳炎、ノミやダニによる感染

だいひょうてき かんせんしやう
代表的な感染症

感染症予防の基本とは

○ 予防の基本と常在細菌

感染症の発症を防ぐためには具体的にどの様な予防法が有効なのでしょう。前述しました3つの感染要素を踏まえて感染症予防を考えていきました。

感染ルートからの侵入遮断

感染症の原因となる病原性の微生物は私たちの身の回りに存在していますが、それ自体は目に見えません。目に見えない病原体が空気や汚染された物を触った手指を通して、口や鼻、傷口などから侵入していきます。この感染ルートを清潔にしておくことが重要なポイントです。予防法はみなさんが知っている手洗い・うがいです。普段の生活をしている中でいつの間にか付着した細菌やウイルスを手洗い・うがいをして排除するわけです。介助の前後や食事の前、帰宅した際など日々の要所で感染ルートを清潔に保ちましょう。



常在細菌と一過性細菌

手洗いをする手指には常在細菌と一過性細菌がいます。常在細菌は病原性微生物の繁殖を抑え、発病を防ぐ役割をしています。通常私達の身体に共生していて、安定して生息する事でその機能を果たします。一過性細菌は感染症発症の原因となるもので、汚染されたものを触ったりして付着します。過剰な手洗いや消毒剤の使用は必要な菌も殺菌してしまいます。常在細菌の排除や頻繁な手洗いによる手荒れにより、手指に病原体が付着しやすくなります。

○ 人が多く集まって生活する場所での感染症

施設で働いていた事のあるアークスペ職員Aさんの体験談では、職務中に手から腕、全身にかけて赤い発疹が出来てしまい、適切な処置・治療が出来なかったという話がありました。施設内で共有するスペースにおいての感染源は、特定することが難しい上、施設内での場所を共有していたり、人の出入りが激しい場所では、感染経路が捉えにくいのです。そして、いざ職場で感染が起きてしまった時は、感染源や経路を断つための情報を職員に伝える事や、職員からの体調異常などの報告を受けた時は、しっかりとした対応をおこなう必要があります。感染を放置しない体制が、ひいては介助利用障害者や職員の命を守る事に繋がる事を学び得た体験談となりました。

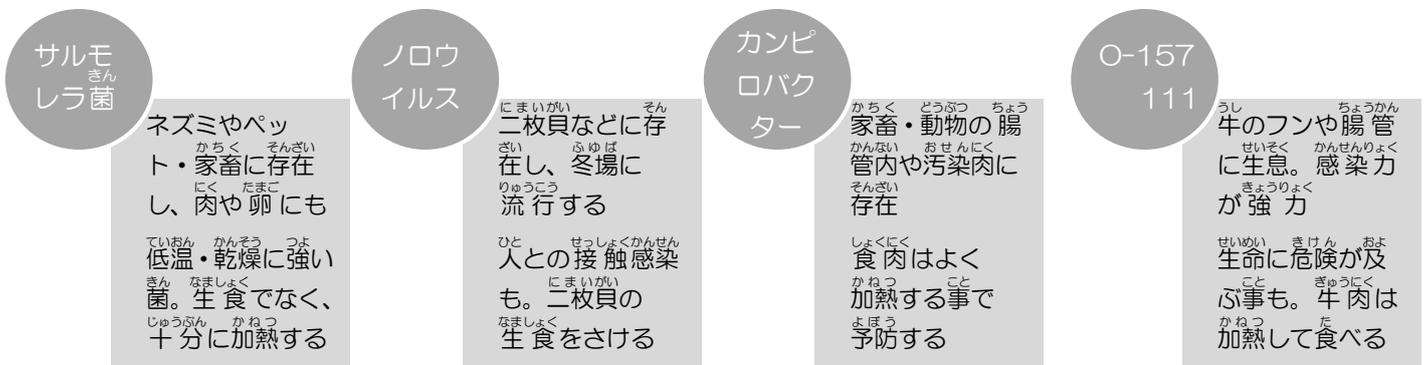


日常の中の感染 - 食中毒とは

○ 食中毒ってな～に？

続いて感染症のひとつである食中毒に焦点を当てた話になりました。感染症新法（1999年施行）では、病原物質の種別に関わらず、飲食に起因する細菌感染の事を食中毒として取り扱われるようになりました。

多くの食中毒は有害な微生物を含む水・食物を食べて、急性の胃腸障害をおこします。



細菌が増える条件は？

- ① 栄養** 人にとって栄養となるものは細菌にも栄養になる。調理で使った器具などは早めに汚れをしっかりと洗浄する。生ごみを放置しておかないなど。
- ② 水分** 細菌は食品中の水分を利用し増殖する為、食器や調理器具を乾燥させて使う。
- ③ 温度** 細菌は10～60度で増殖しやすい為、器具をこまめに熱湯消毒するなど。

○ 食中毒を予防しよう！食中毒予防の3原則ってな～に？

- | | |
|-------|----------------------------|
| つけない | 清潔な食材・調理場所・調理器具を使い、清潔な手で扱う |
| ふやさない | 調理・加工を迅速におこない冷却して細菌の活動を抑える |
| やっつける | 加熱して細菌を死滅させる |

○ 予防3原則を取り入れていくには

上記の食中毒予防3原則を調理介助の場面などに取り入れ、台所・調理器具を清潔に保つことが食中毒予防の基本となることを知りました。では、私達の介助の場面にどの様に予防3原則を取り入れて行けるでしょうか。

買い物時

買い物では生鮮食品は新鮮な物を選ぶことや、賞味期限を確かめて、温度管理が必要な生ものは最後に買い物をして、なるべく早く持ち帰る事が大切です。

調理時

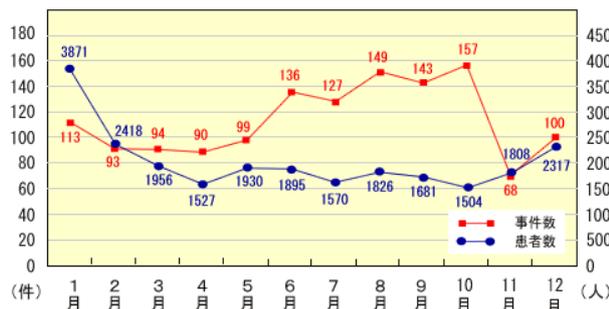
調理では調理前・中・後に薬用石けんでこまめに手洗いを行い、まな板・包丁は、生肉・魚を扱った後には、熱湯消毒かアルコール除菌を行う事が大切です。



○ 冬場に食中毒？

食中毒は近年、夏場だけに起こるものではなく、冬場のノロウイルス感染などの影響もあり、食中毒が年間を通じて発生している状況があります。

下の平成20年度の食中毒発生状況グラフでは冬場の患者数の多さが見られますが、これはノロウイルスの感染患者が多い事をあらわしています。



厚生労働省ホームページ：平成20年食中毒発生率例より

夏場以外でも「食中毒になるかも」という意識をもって、予防策を継続しておこなう事がもとめられています。

ワークショップを終えて

今回のワークショップで、参加者達は「感染・食中毒とはなにか？」をより具体的に知り、感染や食中毒に対する予防意識が芽生えました。アクスペに関わる職員全員が感染に対する知識を持つ事で、お互いの身体をまもる事に繋がり、常日頃から「感染するかも・させてしまうかも」と意識を持つておく事が、職場や職員を感染から守る上で大切である事を知りました。

また、団体介助研修の一環として感染予防に取り組む中で、「蔓延する原因・蔓延させてしまう原因」を理解し、感染を放置しない体制をつくる事が、いざ感染が起きた際に適切な対応をおこなう上で、とても重要であると実感できました。

そして、私達介助者もこの研修を通して学んだ知識を心にとめておき、地域での生活に活かす事が、介助の場面においても重要な技術であると気付く事ができた研修となりました。アクスペでは、今後とも、お互いの身体の状態を気付きあえる職場を目指したいと思えます。

【文：青木学】

医療的ケアを継続実施する団体のみなさんへお知らせ

医療的ケアが法制化されます！

*たん吸引・経管栄養を指す

Slide I-15 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度について（「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正）

趣旨

- 介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施できることとする。
- ☆たんの吸引や経管栄養は「医療行為」と整理されており、現在は、一定の条件の下に実質的違法性阻却論により容認されている状況。

実施可能な行為

- たんの吸引その他の日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの
- ※保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として、たんの吸引等を行うことを業とすることができる。
- ☆具体的な行為については省令で定める
- ・たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
- ・経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養）

登録事業者

- 自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者は、事業所ごとに都道府県知事に登録（全ての要件に適合している場合は登録）
- 登録の要件
- ☆医師、看護職員等の医療関係者との連携の確保
- ☆記録の整備その他安全かつ適正に実施するための措置
- ☆具体的な要件については省令で定める
- ※登録事業者の指導監督に必要な届出、報告徴収等の規程を整備

介護職員等の範囲

- 介護福祉士
- ☆具体的な養成カリキュラムは省令で定める
- 介護福祉士以外の介護職員等
- ☆一定の研修を修了した者を都道府県知事が認定
- ☆認定証の交付事務は都道府県が登録研修機関に委託可能

登録研修機関

- たんの吸引等の研修を行う機関を都道府県知事に登録（全ての要件に適合している場合は登録）
- 登録の要件
- ☆基本研修、実地研修を行うこと
- ☆医師・看護師その他の者を講師として研修業務に従事
- ☆研修業務を通正・確実に実施するための基準に適合
- ☆具体的な要件については省令で定める
- ※登録研修機関の指導監督に必要な登録の更新制、届出、改善命令等の規定を整備

実施時期及び経過措置

- 平成24年4月1日施行（介護福祉士については平成27年4月1日施行。ただし、それ以前であっても、一定の研修を受ければ実施可能）
- 現在、一定の条件の下にたんの吸引等を実施している者が新たな制度の下でも実施できるように必要な経過措置

<対象となる施設・事業所等の例>

- ・介護関係施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等）
- ・障害者支援施設等（通所施設及びケアホーム等）
- ・在宅（訪問介護、重度訪問介護（移動中や外出先を含む）等）
- ・特別支援学校
- ※医療機関は対象外

出典：介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会「中間まとめ」

出展：厚生労働省「たんの吸引等(特定の者対象)の研修テキスト」

これまで実施してきた場合



- ・地域で一人暮らしをする障害者など(同居含む特定の者)に対する従事者として経過措置が適応されます(みなし認定)
- ・ただし3月31日までに都道府県に申請する必要があります(都道府県により4月1日以降の申請を受け付ける場合があります。ご確認ください)
- ・経過措置はこれまで介護に入っていた障害者が対象です
- ・4月以降あらたに障害者の吸引介護を始める場合は研修を受ける必要があります

介護職員等の範囲

*タイトルは2ページ目に対応させています

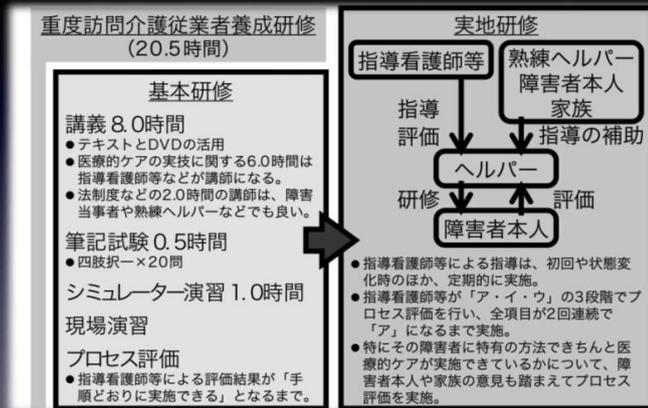
- ①平成27年度以降の国家資格試験に合格した介護福祉士
- ②「不特定多数の者」を対象とする認定特定行為業務従事者
(例) 入所施設、特別支援学校
 - 口腔内吸引・鼻腔内吸引・胃瘻・腸瘻・気管カニューレ内吸引・経鼻経管栄養
 - 口腔内吸引・鼻腔内吸引・胃瘻・腸瘻
- ③「特定の者」を対象とする認定特定行為業務従事者
(例) ヘルパー事業所、普通学校
 - 口腔内吸引
 - 鼻腔内吸引
 - 気管カニューレ内吸引
 - 胃瘻
 - 腸瘻
 - 経鼻経管栄養

「特定の者」が必要とする種類の医療的ケアのみ習得

出展：障害者介護制度情報「これまでの医療的ケアの流れ」

(1) 介護職員等の研修①

2012年4月1日以降介護者として従事する場合

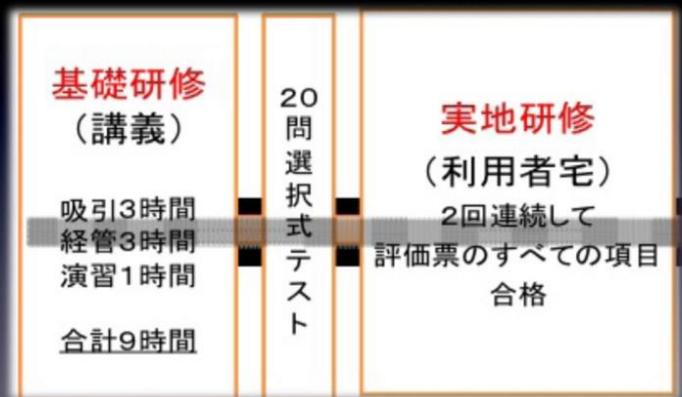


出展: 障害者介護制度情報「これまでの医療的ケアの流れ」

4

(2) 介護職員等の研修②

2012年4月1日以前から介護者(介福・2級・重訪いづれか取得)として従事している場合



出展: NPO法人ALS/MINDサポートセンターさくら会「医療的ケアの法制化に向けて」

5

医療的ケアを実施する場合に受講する研修の種類

あたらしい重度訪問介護従事者養成研修	9時間研修	これまでの重度訪問従事者養成研修
・新人介護者	・介護福祉士 ・ヘルパー2級 ・重度訪問介護	・新人介護者 ・既従事者 (9時間研修のみ必要ならすべてこちら)

6

(3) 認定書の交付を受ける

喀痰吸引等研修を修了したヘルパー

- 基本研修と実地研修を修了したヘルパーは、登録研修機関が発行した修了証と住民票を添えて、認定特定行為業務従事者としての認定証の交付を都道府県に申請する。

喀痰吸引に関する経過措置

- 通知に基づく実質的違法性阻却論で以前から喀痰吸引を実施してきたヘルパーについては、本人の誓約書、ヘルパー事業所が発行した証明書、自己チェックシート、住民票を添えて、認定特定行為業務従事者としての認定証の交付を都道府県に申請することで、引き続き喀痰吸引を実施できる。

経管栄養に限定した研修

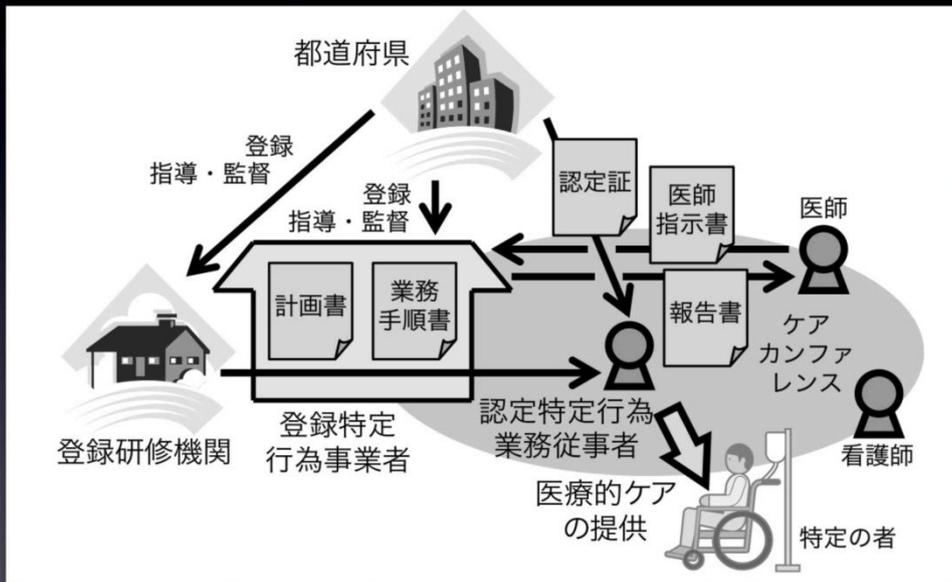
- 上記の経過措置により喀痰吸引の認定証を受けられる場合で、経管栄養についても認定証が必要な場合は、経管栄養に関する講義(3時間)と演習(1時間)と実地研修だけを修了することで、都道府県に認定証の交付を申請できる。

出展: 障害者介護制度情報「これまでの医療的ケアの流れ」

7

登録研修機関

*タイトルは2ページ目に対応させています



出展: 障害者介護制度情報「これまでの医療的ケアの流れ」

(3)登録研修機関として登録し研修をする



登録基準を満たす必要あり

基本研修+実地研修の実施OK

- ・基本研修のみ行い、実地研修は他団体へ委託が可能。
- ・ちなみに、実地研修で所属する介護者以外の研修受け入れ拒否はNG

登録研修機関の登録基準

たとえば...

研修に必要な器具



業務規定一覧書

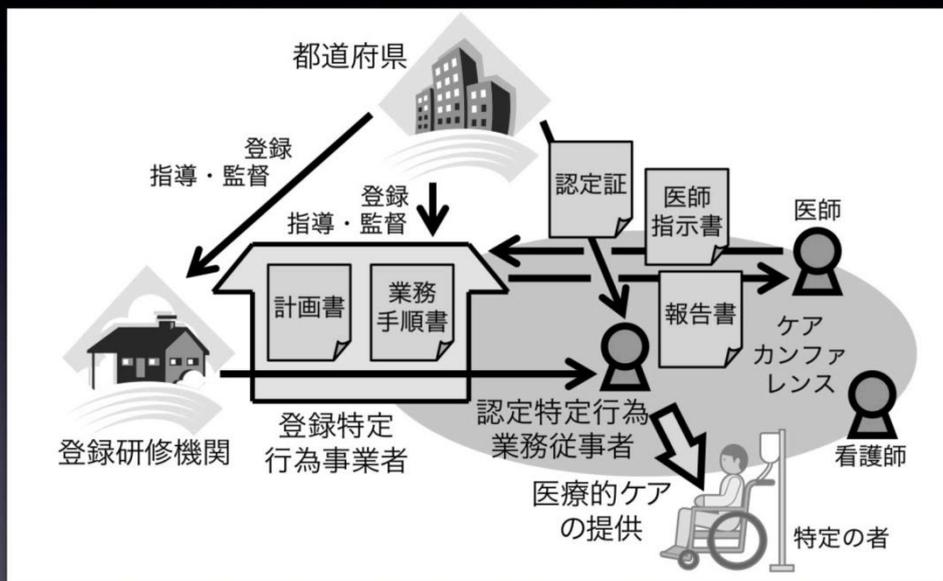


自立生活に理解のある医療従事者の協力



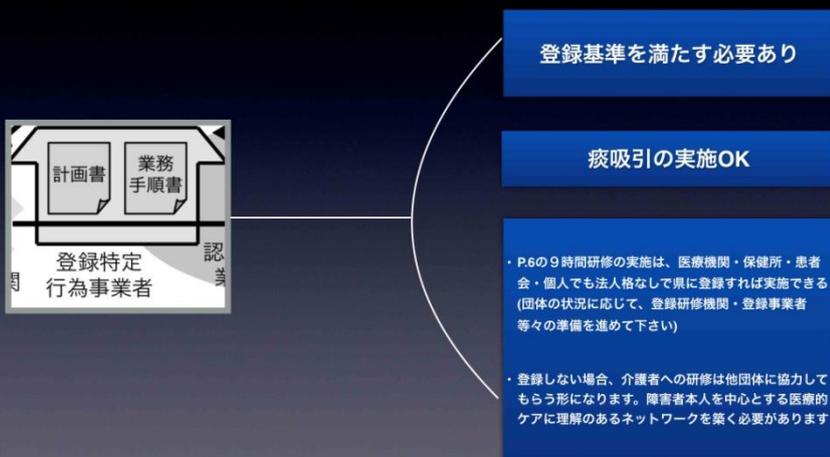
登録事業者

*タイトルは2ページ目に対応させています



出展: 障害者介護制度情報「これまでの医療的ケアの流れ」

(4)登録事業者として痰吸引を実施する



登録事業者の登録基準

たとえば...

医師の指示書



業務規定一覧書



緊急時対応表



都道府県への問い合わせ 障害者・介護職員への周知をお早めに！

全国的に登録研修機関の登録作業が行われていない状態です。痰吸引を必要とする障害者ととともに、県に対して厚生労働省の申請書に記入して促すようにして下さい。

厚生労働省のホームページに 申請様式が掲載されています

*様式例ですので都道府県により異なる場合があります

喀痰吸引等業務の登録申請等に係る参考様式

事務連絡 [121KB]
(参考様式)

1. 登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)関係様式		
1-1	登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録申請書	Word [57KB] PDF [160KB]
1-2	介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿	Excel [29KB] PDF [86KB]
1-3	社会福祉士及び介護福祉士法第48条の4各号の規定に該当しない旨の誓約書	Word [50KB] PDF [120KB]
1-4	登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録適合書類	Word [66KB] PDF [222KB]
2	登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録簿	Excel [27KB] PDF [62KB]
3-1	登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録更新申請書	Word [56KB] PDF [151KB]
3-2	登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)変更登録届出書	Word [61KB] PDF [161KB]
3-3	登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録辞退届出書	Word [56KB] PDF [140KB]
2. 認定特定行為業務従事者関係様式		
4-1	認定特定行為業務従事者認定証(不特定多数の者)	Word [31KB] PDF [109KB]
4-2	認定特定行為業務従事者認定証(委託機関発行用)(不特定多数の者)	Word [32KB] PDF [114KB]
4-3	認定特定行為業務従事者認定証(特定の者)	Word [31KB] PDF [110KB]
4-4	認定特定行為業務従事者認定証(委託機関発行用)(特定の者)	Word [33KB] PDF [116KB]
5-1	認定特定行為業務従事者認定証交付申請書 (省令別表第一号、第二号研修修了者対象)	Word [61KB] PDF [190KB]

さらに詳しくは
全国自立生活センター協議会 (JIL)
全国障害者介護保障協議会 まで

今回掲載の資料は、2012年3月及び4月に全国(JIL)の介助サービス委員会より加盟する全国のCILに向けた周知活動の一環としてのものです。その資料を転載しています。

ようこそパセ

안녕하세요. 아Ny온ハセヨ~お元気ですか?

この間に私の生活に大きな変化がありました。日本での生活を片付けて韓国に移るようになりました。外国人が滞在するためには許可、VISAが要りますが、その許可が下りてなかったので私は今韓国のソウルで生活しています。

私が住んでいるソウルは賑やかなところで人と車が多いです。人が多いほどいろんな人がいます。ソウルのバスや地下鉄を乗ると“なるほど”とすぐ分かります。交通機関では席の三割ぐらいが優先席なんです。優先席とはお年寄り、障害者、怪我した人、妊婦が座る席です。面白いのは一般席にも必ず一席は妊婦席が用意されています。そのくらい妊婦が多いのか分からないですが、妊娠しても良い！妊娠をすすめてるなと思いました。優先席は黄色、妊婦席はピンクで分かりやすく色で分けています。

この交通機関の席を見て私はいろんな人が一緒に住んでいるんだと思いました。ソウルの地下鉄ではエレベータと車椅子用席が用意されています。また、一般席が混んでも優先席が空いているのは良いところです。悪いところもあります。ソウルにあるバスには二ーリングが出来るバスは数少ないです。あと、バス停に停まる時のバスとバス停の距離が遠くて車椅子やベビーカーが乗るのは大変です。また、町を歩いて感じるのは交差点でよく見る信号灯です。京都では青信号になってピョピョ音が鳴ると信号待ちの人も座っていた犬もパツと起きて歩き始めます。ソウルでは普段音が鳴らないですが、視覚障害者が近くに来ると音が鳴ります。信号灯にセンサーが付いていますかね。今は赤信号でお待ちください、青信号になると渡っても大丈夫ですと、ナレーションがあってピョピョ音が流れます。これもいいなと思いましたが、犬も一緒に使う信号がいいのか、特定のひとだけ使うのがいいのかを考えました。

私がアークスペクトラムに勤めていたから見えるのか、普通の人にも見えて来るのか分かりませんが、私の生活中では障害を持つ人と繋がっている生活をしています。この前マラソンに出たらその次のマラソンが障害者マラソンでした。何か嬉しくなって、ああ〜一緒だね〜と思いました。また、2013年には平昌(ピョンチャン)でスペシャルオリンピックが開かれます。今回で10回になるスペシャルオリンピックは1977年にアメリカではじめて、2005年には長野でも開かれました。知的障害者の社会構成員として和合、勇氣、自信を追求する Be a fan というスローガンを出しています。私もこの2013年ピョンチャンスペシャルオリンピックにはボランティアとして一緒に参加したいと思っています。楽しみです。

【文：キム ジョンリム】

《お知らせ》

今号で「ようこそパセ」の連載は終了になります。ありがとうございました。



かい じょ しゃ の 介 且 力 者



『あなたもわたしも大切』

ＣＩＬアクスペで働かせて頂いている塩谷哲彦と申します。出身は京都で、学校も地元の学校に通いずっと住み続けています。名前は「哲彦」と書いてのりひこと読むのですが、読み辛いので漢字と読み方を説明する事が良くあります。両親に聞くと偉いお坊さんが付けてくれたそうです。年齢は24歳で、アクスペで働いて今年の10月で1年になります。趣味は音楽です。機会がある時にはギターで歌を歌わせて頂きました。アクスペで働く以前は、医療事務の専門学校を卒業し病院の医事課で受付の仕事をしていました。

業務につくと、仕事量が多く2つ3つの事を同時に進行させないと仕事が終わりませんでした。日々頭を使い気も張り続ける毎日を送っていました。学校ではおもてなしの心と人を迎え入れる事を学んだのですが、実際には人と向き合い接するというよりは、如何に人を捌くかという事に重きをおかれる現実を目のあたりにしました。本当に今の職場で働き続けるべきなのか、疑問には思いましたが自ら望んで就職した事もあり追い込まれた気持ちのまま仕事をしていました。そして、自分の考え思いを整理する為に1年数か月働いた職場を退職しました。

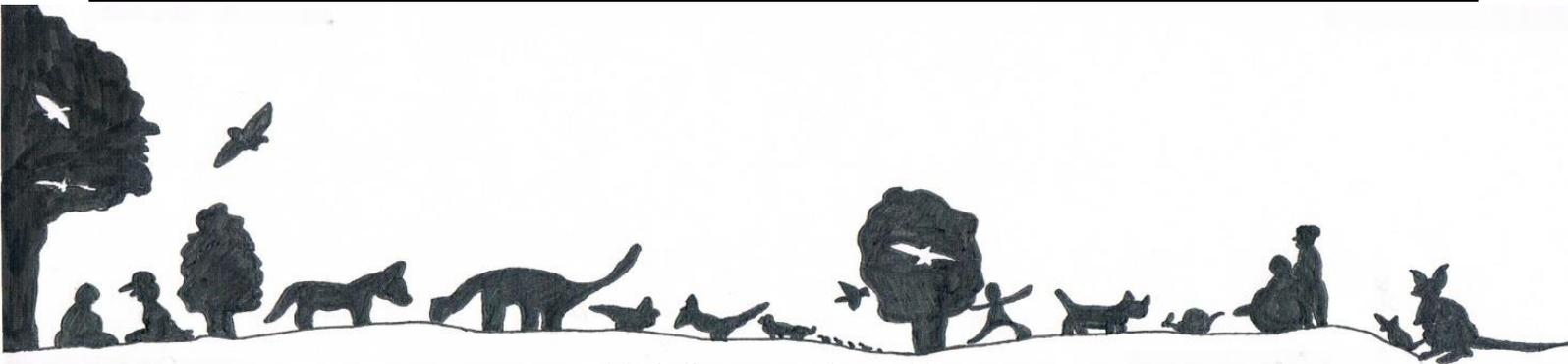
その後、別の診療所で再び受付業務を行っていました。ある日目の不自由な方が来院され、診察場まで連れて行って欲しいと言われました。案内をして受付に戻ろうとした際、「ありがとう、助かったよ」と言われたのです。その言葉が心に残り以前から考えていた人を捌くのではなく、じっくり付き合えるような仕事がしたいと強く思うようになりました。そして職場を変える為に就職活動を始めました。しかし世の中は「効率重視で如何に早く正確に」が一番にされる事を今までの経験上知っていたので、希望は持ちつつも、もう半分は諦めの気持ちで就職活動をしていました。

ある日求人広告を見ると、障害者のサポートという求人を見つけ募集要項を確認すると、一般的な細切れの介護派遣ではなく長時間での条件が提示されていました。これならじっくり人と付き合えるかなと思い、応募をして現在に至ります。

面接の時に障害者に貼られたレッテルの話や、差別問題を聞きました。それまで私は障害者とは接した事はありませんでした。自分が生きて来た人生とは違う、違うと言っても障害を持っただけで差別が起きる事に衝撃を覚えました。

ＣＩＬで働くうちに人を肯定する、認め合うという事を教えてもらいました。社会では効率が一番に求められ、人の気持ちを大切にすることは必要のない事として後回しにされます。しかしＣＩＬでは自己選択、自己決定を一番に考えます。徐々に人の気持ちを大切にすることは間違っていないかと思う事が出来るようになりました。また自分自身の気持ちを良く考えるようにもなりました。いわゆる社会の枠組みから考えると外れた事をしていると思います。しかし僕自身が相手の事を尊重して自分の事も尊重する、そして行動することによってそれが自分の周りに良い影響を与え、お互いに尊重できる社会になって欲しいと思っています。

【文：塩谷哲彦】



『人生無駄なし。出逢いに感謝。』

私が初めてアクスペの存在を知ったのは、求人広告でした。その頃私は、働きながら通信制で京都の美大に通っていましたが、仕事と勉強の両立が出来ず、そのストレスから半年間で7キロ痩せて9キロ太ってしまい、退学するか続けるか悶々とした日々を過ごしながら毎週求人雑誌を見ては両立出来るような仕事は何か無いかと探している時に、「障害者の方の日常生活のサポート」と「自立生活センター」という言葉が目に止まり、私は兄の事がよくなりました。

私の兄は統合失調症（昔は精神分裂病と呼ばれていました）を発症して約20年経ち、私は15年兄と会っていません。兄が発症した初めの頃は、常に誰かに悪口を言われていたり、命を狙われているという幻聴や幻覚に苛まれ、兄は自分自身を守るため、そして側にいる私達家族が味方が敵か確かめるために包丁を向けてきたり暴力をふるわれた事もありました。その度に警察に通報して措置入院（強制入院）の繰り返しの日々。その頃は、兄が入院している間だけが緊張感の無い平穏な日常でした。

しかし、15年前に兄が長期入院になった頃から徐々にテレビや新聞・ネットから統合失調症についての情報を知る様になり、初期段階で適切な対応をしていたらこんな辛い思いを兄はもちろん私達家族も回避出来たのではないかと痛感しました。

兄は重度のため、家族と面会出来る程症状が安定している時の方が少なく、私は兄に会いたいですが、もし会って兄が「早く退院して家族と一緒に居たい」と焦ってしまうと症状が悪化してしまう恐れがあり、家族として兄との関わりを模索していたのでアクスペで働く事が出来たら、自分が探している答え（私自身の自立や、兄との関わりについて）のヒントが見つかるかもしれない。そして、自分自身の成長に繋がるのではないかと期待にも似た思いがありました。

働かせてもらう様になって最初は不安もありましたが、日常生活での様々な場面に介助者として接し当事者の方の視点や物事の考え方等、たくさんの気づきに出逢えた事によって私自身の価値観の幅が広がり、とても善かったと感じています。

また、現在私は介助者として当事者の方と接していますが、いついかなる理由で（事故や天災等…）障害者になりえるという想いをアクスペで働く様になって強く思う様になりました。当事者の自立支援は決して他人事ではなく、自分自身のためでもあると。

不自由な思い、理不尽に感じる事、様々な不条理や辛い出来事は人間は生きている限り、避けることは出来ません。しかし、智慧と愛を持ってそれに立ち向かい努力し、行動すればおのずと自信が湧いて希望が芽生え、人生が豊かになると私は信じています。

団体の一員としても、介助者としても人生が豊かになる様な支援を続けることによって障害がある人ない人関係なく関わる方々皆が素敵な人生を歩んでくれたらいいなと思っています。

【文：小竹理代子】



その「人」を知る

私が「障害者」と関わり始めるようになったのは自立生活センターに勤めることになってからだ。それまでは話したことも無かった。実際には車いすを使っている人と道端ですれ違ったこともあったろうし、精神障害者と出会っていたかもしれない。しかし、社会的に「障害者」と呼ばれる人たちは私の世界の外側の存在だった。

そんな私がちょっとしためぐり合わせで自立生活をする「障害者」に出会った。正直なところ介助者を面接する「障害者」は私の意識の外側過ぎて、かなり新鮮な気持ちで「彼ら」の話を聞いていたように思う。「彼ら」の話す障害者運動は凄まじいものだったし、障害者を取り巻く現状には衝撃を受けた。初めて「障害者」と話をした私は、自立生活センターの介助者として働き始めるようになったのだが、介助者としての働き方を学んでいくことはとても難しかった。「他人の生活に入っていくこと」、「本人の主体性を尊重していくこと」、「配慮をすること」、教えられてきたそれらは企業での業績を上げることとは別のベクトルでとても高度な技術だった。

そして、数年間「彼ら」とともに同じ時間を過ごしてきて実感したことがある。「障害者」と呼ばれる彼らはひとりの「人間」だった。普通に喜び、笑い、悲しみ、怒る。生活するために、好きな趣味を楽しむために、町へ繰り出す。対比的に「健常者」と呼ばれている私となんら変わりの無い「人間」だったのだ。

なぜ、私は普通の人である「彼ら」と出会えなかったのか？
なぜ、「障害者」は社会から抑圧されなければならないのか？
考え始めると社会に対して怒りや悲しみの感情が湧いてくる。これまで日本社会にここまで疑問を持つことの無かった私は「この社会を変えていかなければ」という思いを抱くようになった。これは今までの私に無かったものだ。

彼らからはもう一つ大事なものを教わった。「互いを尊重して生きていく」ことだ。これは障害を持つ彼らから教わったことだが、障害を持っているに限り、人がたくさんいる社会で生き生きと生活していくためには、ひとりひとりの根幹に「リスペクト」が無いといけない。最初には相手を知らなくても、相手を尊重-リスペクトしていくとおのずと関係作りは出来ていく。互いに尊重し合い、必要な配慮をして、対等に社会を生きていく。学校などでも教わったことかもしれないが、自立生活をして実践している彼らから真の意味を教わった。彼らとの出会いは私の人生のターニングポイントになった。力強く地域で生きている彼らと出会ったことに感謝したい。そして彼らの礎となった理念を、哲学を、生みだし、これまで脈々と障害者運動を行ってきた方々に感謝したい。

私と障害者のギャップを埋めるにはまだまだ知るべきことが山ほどある。他にも社会から抑圧・排除されている人たちが、社会で息苦しく生きている人たちがいる。そして、それを知らずに生きてきた人たちがいる。私の人生に長い空白を経て得たこの知恵を胸に、そんな人たちと関わって社会を共に生きていきたい。
【文：岡本雅博】

アークスペクトラム 活動記録

1月5日：事務所開き

1月10日：アークスペクトラム職員事務所年始挨拶

1月22日：機関紙「定刊弧光」号外発行

1月23～25日：JILセミナー参加

1月29日、2月5日・12日・19日：

総合福祉法へのシンポジウム～コミットメントツアー2012～

4月13日・20日：就業規程学習会

4月16日、5月10日：団体内研修～災害対策・緊急時対応～

5月28日：機関紙「定刊弧光」第九号発行

自立生活センターアークスペクトラムの会員を大募集!!



正会員 一口 3,000円 (機関紙購読料含む)
団体の事業の提供または利用する個人



賛助会員 一口 3,000円 (機関紙購読料含む)
団体の活動に資金面で協力する個人または団体



読者会員 一口 500円
機関紙購読を希望する個人または団体

私たちの活動を支えてくださる会員を募集しています。
会員になると、機関紙、各種イベントへのお誘いなどいろいろな情報をお届けします。
活動趣旨に賛同のうえ、ご入会ください。

入会をご希望される方は、振替用紙の通信欄にお名前・会員区分をご記入のうえ、会費を以下の口座までお振り込みください。

ゆうちょ銀行振替口座：00930-5-321253

口座名義：自立生活センターアークスペクトラム

※振替用紙の必要な方はアークスペクトラムまでお気軽にお申し付けください。

編集後記

前号から大きく期間が空いての今号の発行になりました。お待たせして申し訳ありませんでした。定刊弧光が創刊してから今回で9回目の発行となります。もう次には二桁に到達します!! そんな機関紙の初期から記事作成や編集に携わらせてもらっているのですが、少しは私の編集技術や文章力が上がっていたらうれしいなと、やんわり思っています。

機関紙の編集発行作業を通して、と言うよりもアクスペで仕事を重ねて行くなかで、「人・物事と向き合う」ということの重要さと大変さを感じるようになりました。普段生活をしていて人と向き合うことをしているかは人それぞれ違うと思います。向き合わなければならない時でも逃げたり、はぐらかしたり出来るので、その人のそれまでの生き方などが出ると思います。しかし、前に進むには向き合う事をして行かなければならないと今の私は感じています。これまでの私は向き合うつもりでも薄ぼんやりとした目で見ていたのだと思います。

しっかり向き合っていくために、自分の事を整理してセルフマネジメントをする事が今年の目標です。次の定刊弧光でその片鱗が見せられたらと思います。次号もよろしく願い申し上げます。
【文：岡本雅博】

《編集》 自立生活センターアークスペクトラム
〒615-0022 京都市右京区西院平町6 三喜ビル1階
電話・ファックス：075-874-7356 メール：cil-arcsp@rg7.so-net.ne.jp
ホームページ：http://arcsp.sakura.ne.jp